

企画提案書等提出書類 作成要領

1 提出資料

「令和7年度門真市小中学校外国語指導助手（ALT）派遣事業」に係るプロポーザルの企画提案資料として、下記の資料を8部（正本1部、副本7部）提出すること。

- (1) 参加申込書兼参加資格確認書（様式第1号）
- (2) 提案書
- (3) 見積書（消費税及び地方消費税を除く。）
- (4) 経費内訳書（消費税及び地方消費税を除く。）
- (5) 就業規則（労働局の受理印のあるもの）及び業務従事予定者の給与額わかる給与規定又はそれに代わるものの写し
- (6) 一般労働者派遣事業又は、特定労働者派遣事業に係る許可証明書の写し

2 企画提案書

- (1) A4判 左とじ 横書きで作成すること。
- (2) 企画提案書は、全部で50ページ以内とする。なお、表紙・裏表紙・目次はページ数に含まない。
- (3) 表紙は「令和7年度門真市小中学校外国語指導助手（ALT）派遣事業 企画提案書」とし、社名、代表者名を記載のうえ、押印（入札参加資格申請において登録した印鑑）する。
- (4) 企画提案書は、次の順に綴じたうえ、通し番号を付すること。
 - ア 表紙
 - イ 目次
 - ウ 提案内容
- (5) 企画提案書の内容は、提案者が自ら実現できる範囲内で記載すること。

3 提案内容

提案者は「令和7年度門真市小中学校外国語指導助手（ALT）派遣事業 仕様書」（以下「仕様書」という。）及び「令和7年度門真市小中学校外国語指導助手（ALT）派遣事業に係るプロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）に基づき提案すること。

次に掲げる評価項目の順に、仕様書及び募集要領に基づき作成すること。

なお、企画提案書は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、わかりやすい表現を用いて記載すること。また、企画提案書に記載された内容について、その実現に必要な追加費用及び別途費用は、すべて受託者の負担となるため、仕様書の内容を十分に理解したうえで提案すること。

- (1) 会社概要・現在契約している自治体数・実働ALT数・過去の実績
- (2) 教育に対する理念と方針
- (3) ALTの採用システム及び採用基準
- (4) ALT採用時及び着任後の研修体制
- (5) 授業視察体制、現場への適応体制
- (6) 配置予定ALTのスキル・日本語力・経験
- (7) 緊急対応（遅刻・欠勤等の対応等）
- (8) ALT管理、労働条件等
- (9) 中学校の英語科指導に係るカリキュラム及びレッスンプランについて
- (10) 小学校の外国語科・外国語活動の指導に係るカリキュラム及びレッスンプランについて
- (11) 本市に対する特色ある企画提案や工夫、外国語に関する他の事業[※]との協力体制等

※他の事業とは、「めざせ世界へはばたけ事業」における「門真市中学生英語プレゼンテーションコンテスト」及び「海外派遣研修」、その他門真市教育委員会主催の英語教育及び国際理解教育に関する会議、研修及びその他の英語教育活動に関する事業を指します。

4 企画提案書作成における留意点

- (1) 各項目名と項目の順序は前項3(1)～(11)のとおりとし、項目名の変更や順序の入れ替えは行わないこと。
- (2) 企画提案書には、確実に実現できる内容を記載すること。
- (3) 仕様書に記載している内容以外に、本事業の目的を達成するための有効な方法がある場合は、積極的に提案を行うこと。
- (4) 見積書で提示した金額に含まれていない内容や、有償オプション等の別途費用が発生する内容を企画提案書に記載しないこと。

5 見積書及び経費内訳書の提出時の留意点

次のとおり作成のうえ、企画提案書に添えて、8部（正本1部、副本7部）を提出すること。

(1) 見積書（様式は任意）

本事業に要するすべての経費を見積もること。なお、想定する事業総額と1時間当たりの単価を記載すること。（消費税及び地方消費税を除く。）

(2) 経費内訳書（様式は任意）

見積書に記載した経費の内訳を区別がわかるように記載すること。

内訳には、以下の事項について積算根拠を明確にして提示すること。

人件費（給与・賞与・交通費・その他手当含む）、社会保険費、健康診断等費、採用費、研修費、教材費、管理費、本市への独自提案に関する企画・運営費、その他費用（具体的に記載すること）

(3) その他

ア 見積書の正本には主たる事務所の所在地、名称及び代表者名を記載したうえ、使用印鑑を押印すること。

イ 本市が示した提案限度価格を上回る価格で見積書を提出した場合は、失格とする。

ウ 宛名は「門真市長」とすること。

エ 見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって契約金額とするので、受注候補者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書の金額とすること。